3　前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

第十三条第四項中「（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」を「の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に、「内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）」を「計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法」に改め、「日の直前に用いていた手法」の下に「（基礎的内部格付手法採用行にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあっては標準的手法を含む。第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法」を加え、「当該直前に用いていた手法により」を「当該計算方法により」に改め、同項ただし書を削り、同条第五項中「（第二項において準用する場合を含む。）」を「及び第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第三百四条に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項、第三十六条第五項及び第四十七条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

第二十四条第一項中「旧所要自己資本の額」を「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に改め、「十二・五を乗じて得た額」の下に「（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

第二十四条第四項中「（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」を「の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に、「内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）」を「計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法」に改め、「日の直前に用いていた手法」の下に「とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法」を加え、「当該直前に用いていた手法」を「当該計算方法」に改め、同条第五項中「（第二項において準用する場合を含む。）」を「及び第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額をいう。

第三十六条第一項中「旧所要自己資本の額」を「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に改め、「二十五・〇を乗じて得た額」の下に「（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二十五条に定める算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二十五条に定める算式の分母に加えなければならない。

第三十六条第四項中「（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」を「の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に、「内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）」を「計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法」に改め、「日の直前に用いていた手法」の下に「とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法」を加え、「当該直前に用いていた手法」を「当該計算方法」に改め、同条第五項中「（第二項において準用する場合を含む。）」を「及び第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

第四十七条第一項中「旧所要自己資本の額」を「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に改め、「二十五・〇を乗じて得た額」の下に「（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第三十七条に定める算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三十七条に定める算式の分母に加えなければならない。

第四十七条第四項中「（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」を「の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に、「内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）」を「計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法」に改め、「日の直前に用いていた手法」の下に「とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法」を加え、「当該直前に用いていた手法」を「当該計算方法」に改め、同条第五項中「（第二項において準用する場合を含む。）」を「及び第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。